

環境関連法規制等の動き 2011年12月

1. 法令情報

1. 下水道法施行令の一部を改正する政令 <政令第332号> (2011.10.28 公布) (2011.11.1 施行)

今回の改正内容は、第5条の6（処理施設の構造の技術上の基準）に循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法を追加し、第9条の4（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）のうち、1,1-ジクロロエチレンに係る基準を0.2mg/L以下から1.0mg/L以下に緩和するものです。

<参考>国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000145.html

2. 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

<環境省令第28号> (2011.10.28 公布) (2011.11.1 施行)

今回の改正内容は、1,1-ジクロロエチレンについて、排水基準を0.2mg/Lから1.0mg/Lに、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を0.02mg/Lから0.1mg/Lに緩和するとともに、亜鉛について現行の暫定排水基準が適用期限を迎えることから、現在の暫定10業種から金属鉱業、電気めっき業等の達成困難な3業種に絞って、2016.12.10.まで暫定排水基準の適用期限を延長するものです。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14375>

3-1. 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件 <環境省告示第94号>

3-2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件 <環境省告示第95号>

(2011.10.27 公布、同日施行)

今回の改正内容は、環境基本法16条に基づく上記2件の環境省告示で定められた、人の健康の保護に関する環境基準27項目、地下水の水質汚濁に係る環境基準28項目のうち、カドミウムについて、現行の0.01mg/Lから0.003mg/Lに環境基準を強化するものです。併せて、カドミニウムに新たな測定方法が追加されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14372>

4. 高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する件

<経済産業省告示第217号> (2011.10.31 公布) (2012.4.1 施行)

今回の改正内容は、液面揺動に大きく影響する長周期地震動の特性をより反映した地域係数を設定するとともに、近年の地震学の知見や建築基準法の改正状況等を踏まえて、地震動や許容応力の算定方法等を一部改正するものです。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20111031/20111031g00235/pdf/20111031g002350002.pdf>

<参考>国土交通省 http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001815/016_05_02.pdf

5. 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 <政令第340号> (2011.11.16 公布) (2012.10.1 施行)

今回の改正内容は、環境影響評価法の対象事業に、風力発電所の設置の工事業及び発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事のうち、出力が1万kW以上のものを第1種事業、出力が7,500kW以上1万kW未満のものを第2種事業として追加するものです。また、環境影響評価が軽減される、軽微な修正/変更要件は、発電所の出力が10%以上増加しないこと、修正/変更前の対象事業実施区域から300/100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこととして定められました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14424>

6-1. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令

<政令第336号> (2011.11.7 公布、施行は下記)

6-2. 調達価格等算定委員会令

<政令第337号> (2011.11.7 公布、2011.11.10 施行)

前半は、第5条（接続の請求に応ずる義務）、附則第2条（準備行為）、第14条（納付金の納付の督促等）、第15条（帳簿）の施行期日を2011. 11. 10. に、附則第5条（帳簿）の施行期日を2011. 11. 29. に定めるものです。後半の内容は、本特措法の政令委任の内容で、庶務と委員会の運営について定めるものです。

〈参考〉官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20111109/20111109h05676/20111109h056760002f.html>

2. 一般情報

1. 微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に係る大臣認定について (2011. 11. 8 環境省認定)

廃棄物処理法に基づき、微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理に係る大臣認定が行われました。

- ・ 認定取得者 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地 エコシステム秋田株式会社
- ・ 処理の方法と能力 焼却（ロータリーキルン式焼却炉） 1日当たり14.4キロリットル
- ・ 本認定は、微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理認定としては、財団法人愛媛県廃棄物処理センター、光和精鉱株式会社、株式会社クレハ環境、東京臨海リサイクルパワー株式会社につき、5件目となります。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14415>

2. 放射性物質汚染対処特措法関係省令案に対する意見の募集について (2011. 11. 8 環境省)

(12月上旬公布予定)

東日本大震災に伴う放射性物質による環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を、速やかに低減することを目的とした放射性物質汚染対処特措法が、2011. 8. 30. に公布・一部施行され、2012. 1. 1. に全面施行される予定です。同法において環境省令により定めることとされている事項案がまとまり、2011. 11. 8. ～11. 17. まで意見の募集が行われました。内容は廃棄物や土壌汚染等に係るもので、下記ホームページ内のPDF「放射性物質汚染対処特措法省令事項素案について」にまとめられています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14417>

3. 東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査（第3次モニタリング）における

アスベスト飛散事例について (2011. 11. 18環境省)

環境省は2011. 6. から東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査を実施しており、これまでにアスベストが飛散した事例として、茨城県水戸市の建築物におけるアスベスト除去工事における集じん・排気装置の不具合によると思われるアスベストの飛散事例を公表しています。この度、同様の事例が栃木県真岡市でも確認されたので、2011. 6. 30. 付けの「石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について」（通知）についての注意喚起がされています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14455>

4. 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」の一部改正に対する

意見の募集について (2011. 10. 30 環境省)

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」で定めたオゾン層破壊の原因となる物質については、製造、輸出入及び使用等に関する規制が定められていますが、代替品が存在しない用途に使用される特定物質（以下「指定特定物質」という）については、締約国会合における決定に基づき、一部暫定的に規制の対象外とされています。

今回の意見募集は、2009. 9. の締約国会合において、当該対象外とされる指定特定物質の暫定措置の期限が延長されたことに伴い、指定特定物質（臭化メチル、CFC11等）について、試験研究及び分析に用いる場合に限り生産抑制の対象外とする暫定措置の期限を、現在の2011. 12. 31. から2014. 12. 31まで延長する改正についてのもので、環境省では2011. 11. 24まで意見の募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14385>

以上